

皆様のご意見をお寄せください。

(区民等の意見提出手続き)

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

区では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）を策定しました。そこで、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、本行動計画（案）について皆さんのご意見を伺います。

【提出方法】

- ①ハガキ、封書、ファクス、Eメールまたは閲覧場所にある意見用紙に書いて
8月10日（必着）までに危機管理対策課 FAX 3312-3326 または
kikikanri-k@city.suginami.lg.jpへ。
- ②区ホームページの電子掲示板に、ご意見を書き込むこともできます。
- ③ご意見には、住所・氏名（在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所の名称と所在地代表者の氏名）を記入してください。（公表はしません）
- ④いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」などで公表します。

【開設期間】

7月11日（金）～8月10日（日）

【閲覧場所】

危機管理対策課（区役所東棟5階）、区政資料室（区役所西棟2階）、
杉並保健所保健予防課（荻窪5-20-1 2階）、区民事務所・分室、駅前事務所、
図書館

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)



平成26年7月

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	8
第2章 国、都、区等の役割	11
1 基本的な責務	11
2 区の実施体制	13
第3章 対策の基本項目	19
1 サーベイランス・情報収集	19
2 情報提供・共有	19
3 区民相談	22
4 感染拡大防止	22
5 予防接種	23
6 医療	24
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	25
8 都市機能の維持	27
<緊急事態宣言時の措置>	29
第4章 各段階における対策	33
1 未発生期	33
2 海外発生期	39
3 国内発生早期（都内未発生）	45
4 都内発生早期	51
5 都内感染期	57
6 小康期	65
【資料編】	
用語解説	69

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返している季節性インフルエンザウイルスと性質が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものも発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るために、平成 25 年 4 月に施行された。

2 国における取組の経緯

国では、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をよ

り高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 杉並区の行動計画の作成

国の行動計画やガイドライン及び平成 17 年 12 月策定の「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、杉並区（以下「区」という。）では、「杉並区新型インフルエンザ行動計画」（平成 18 年 3 月）を策定した。また、新型インフルエンザ発生時に区の必要とされる業務の実施または継続できる体制を整備するため、平成 22 年 3 月「杉並区業務継続計画【新型インフルエンザ編】」（以下「区業務継続計画」という。）を策定した。

平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 25 年 11 月策定。以下「都行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第 8 条に基づく、新たな行動計画「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）として、策定を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び区が実施する措置等を示すとともに、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、本行動計画は、今後の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に変更を行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

以上を「新型インフルエンザ等」という。

(3) 計画の基本的考え方

特措法では、区市町村は、都道府県の行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針を策定することが求められており、国及び都の行動計画との整合性を保つ必要がある。

加えて、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等の特徴を踏まえ、病原性が低い場合は、弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、区、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を記載し、区における新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

さらに、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、国及び都の動向を踏まえるとともに、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。また、これまでの区のインフルエンザ対策の課題等を検証し、必要に応じて計画に反映していく。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通じて対応能力を高めていくとともに、必要に応じて個別の対応マニュアル等を整備・充実を図る。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等から意見を聴き、杉並区新型インフルエンザ等対策調整会議（以下「区調整会議」という。）にて行う。

2 対策の目的

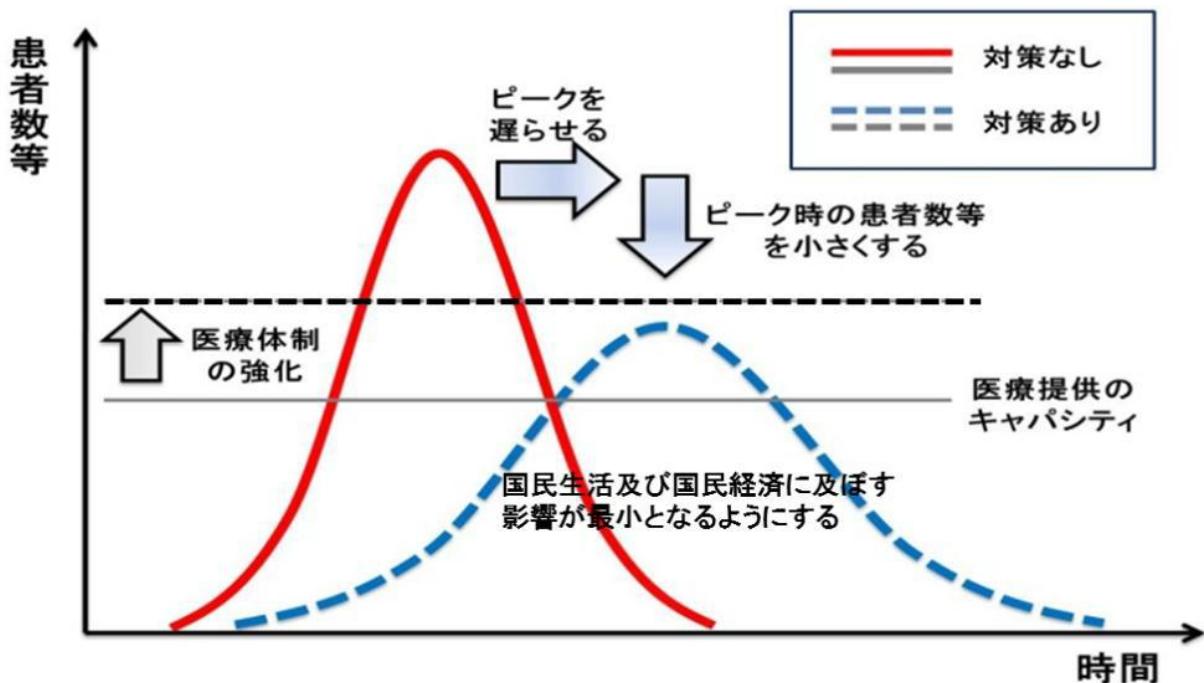
新型インフルエンザ等の対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、区民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死者数を減らす。
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率（致死率）となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

「政府行動計画」によれば罹患者数の推計を全人口の25%と想定しているが、「都行動計画」と同様、人口の集中する東京の特性（地理的条件、人口密度、輸送・交通網の整備状況等）を考慮し、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

<流行規模・被害想定 例>

1	罹患割合	区民の約30%が罹患
2	患者数	165,000人※1
3	健康被害※2	(1) 流行予測による被害 ①外来受診者数：165,000人 ②入院患者数：12,700人 ③死者数：620人（インフルエンザ関連死者数）※3 (2) 流行予測のピーク時の被害 ①1日新規外来患者数：2,070人 ②1日最大患者数：15,650人 ③1日新規入院患者数：170人 ④1日最大必要病床数：1,170床

※1 区の人口 550,000人（仮定人口）

参考：543,224人（平成25年12月1日現在の住民登録者数）

※2 健康被害

数値は都の推計から人口按分により算出。

※3 インフルエンザ関連死者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザへの対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、都の対策との整合性を図るため、都と同様、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なるため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、都が、必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）で決定していく。

なお、政府対策本部が特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、発生地域が他の道府県であっても、特措法に基づく杉並区新型インフルエンザ等対策本部（以下「区対策本部」という。）（本部長：区長）を立ち上げ、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

【新型インフルエンザ等の発生段階】

政府行動計画		都行動計画・区行動計画		状態	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生 早期	地域未発 生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
国内感染 期	地域感染 期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
		都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内 体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の 強化)		流行注意報発令レベル (10人／定点) を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル (30人／定点) を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

区は、国、都、他の市区町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備える。

また、発生時には、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

（1） 基本人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（2） 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあります。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

（3） 関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部は、都対策本部、他の市区町村本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という。）は、特に必要があると認めるときには、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（4） 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るために、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関・薬局、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、国は新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制

第2章 国、都、区等の役割

など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、本行動計画を策定し、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

特措法第10条に基づき区の業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材の備蓄・点検を行う。

また、保健所は感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本対処方針に基づき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、本行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区市町村と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区市町村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使

第2章 国、都、区等の役割 用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時によるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 区の実施体制

平常時には、区調整会議を必要に応じ開催し、本行動計画に関することや情報共有、訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

新型インフルエンザ等発生時に、特措法第15条1項により政府対策本部及び都対策本部が設置されたときは、区においても直ちに任意の区対策本部を設置する。

このため、区対策本部については、特措法で定められたものほか必要な事項を杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年杉並区条例第9号）及び杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年杉並区規則第54号）を制定し、全庁をあげた実施体制として整備した。（15頁参照）

※政府が緊急事態宣言を行った場合の区対策本部は、法定設置となる

※区調整会議は、平常時における区内部の会議体。座長は危機管理室長

区対策本部は、都対策本部だけでなく他の市区町村の対策本部とも相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

また、区対策本部長は、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整の必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請を行う。

なお、区では、政府対策本部及び都対策本部が設置されていない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、状況に応じて、「危機管理対策本部」を設置し、発生状況等の情報収集を行う。また、必要に応じて、区対策本部を設置することができる。

(1) 区対策本部の構成

ア 組織及び職員（16頁参照）

- ・ 本部に本部長室及び部を置く。
- ・ 部に部長を置く。本部長室及び部に属すべき本部の職員は、杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年杉並区規則第54号）で定める。
- ・ 特措法第35条第4項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括する。
- ・ 副本部長は副区長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、副本部長のほか、教育委員会教育長、区の区域内を管轄する消防署の署長が指定する消防吏員、杉並区組織条例（平成13年杉並区条例第5号）第3条に規定する部の長、総務部危機管理室長、保健福祉部杉並保健所長及び教育委員会事務局次長をもって充てる。
- ・ 本部長は、必要に応じ、区の職員のうちから本部員を任命することができる。

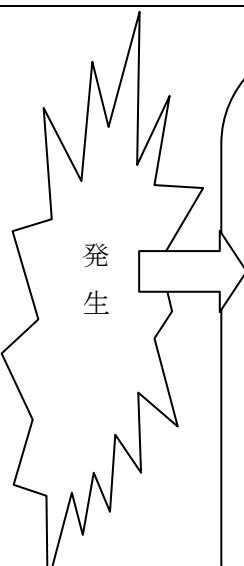
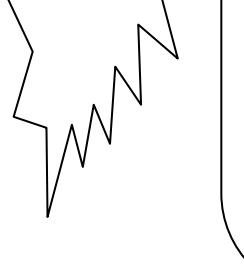
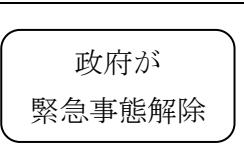
イ 部及び本部派遣員

- ・ 本部に置く部の分掌事務は、17頁「(2)杉並区新型インフルエンザ等対策本部各部の分掌事務」のとおり。
- ・ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部派遣員として、指定地方行政機関、東京都を警備区域とする陸上自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、指定公共機関又は指定地方公共機関の長、代表者又は管理者に対し、当該指定地方行政機関等の職員の本部への派遣その他の本部の事務への協力を求めることができる。

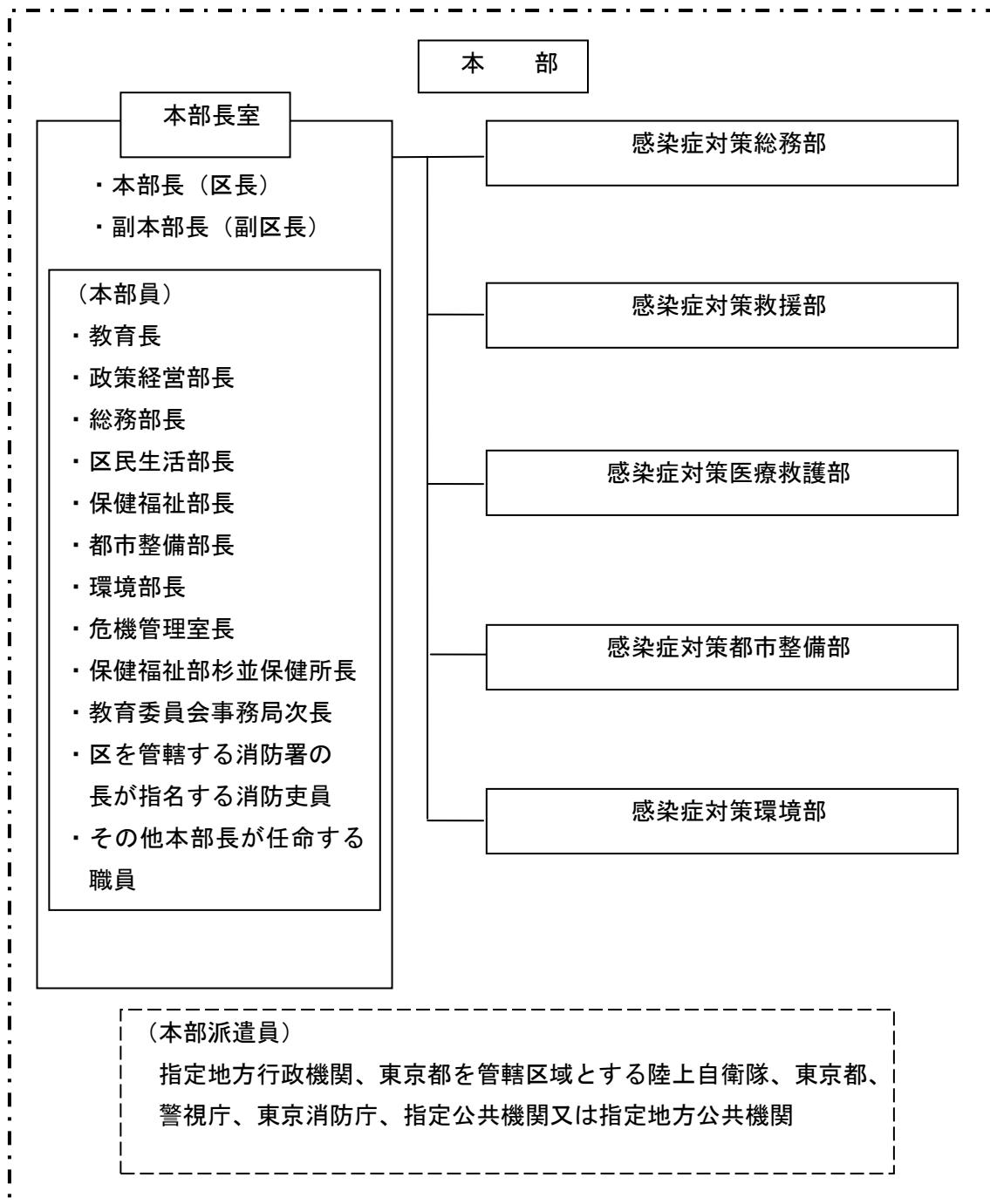
ウ 区対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

【杉並区の危機管理体制】

発生段階	危機管理体制	主な対策等
未発生期	<p>○区調整会議を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、各部局との緊急連絡体制を整備する。</p>	<p>未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本行動計画、区業務継続計画に関すること ○関係各課の役割分担の調整に関すること ○発生動向の監視、情報収集・共有に関すること
海外発生期	 <p>○特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合は、区においても直ちに任意の区対策本部を設置し、関係各部局に対し必要な対策を講じるよう要請する。</p>	<p>海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生情報の入手 ○WHOや厚生労働省から情報を収集、発生状況の確認
国内発生早期	 <p>○区では、政府対策本部及び都対策本部が設置されていない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、状況に応じて、「危機管理対策本部」を設置し、発生状況等の情報収集を行う。また、必要に応じて、区対策本部を設置することができる。</p>	<p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国内発症例の情報収集、都内発生への対応の準備
都内発生早期	 <p>○患者に適切な医療を提供し、都内での感染拡大をできる限り抑える体制を準備する</p>	<p>都内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○患者に適切な医療を提供し、都内での感染拡大をできる限り抑える体制を準備する
都内感染期		<p>都内感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑え、区民生活および経済活動への影響を最小限に抑える
小康期	 <p>○対応の評価</p>	<p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応の評価

杉並区新型インフルエンザ等対策本部の組織構成



《参考》

- ・杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月5日公布）

第3条3項 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

第6条 本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 杉並区新型インフルエンザ等対策本部各部の分掌事務

部	分掌事務	担当
感染症対策総務部	(1) 本部の庶務に関すること。 (2) 東京都及び関係機関との連絡調整（保健医療分野を除く。）に関すること。 (3) 情報等の収集及び提供に関すること。 (4) 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 (5) 庁舎の維持管理及び入庁管理に関すること。 (6) 職員の感染予防等に関すること。 (7) 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 (8) 職員の動員及び給与に関すること。 (9) 新型インフルエンザ等対策の総合調整に関すること。 (10) 車両の調達及び配車に関すること。 (11) 学校等の感染予防等に関すること。 (12) 新型インフルエンザ等対策関係の予算その他財務に関すること。 (13) 公的徴収金等の減免及び徴収猶予に関すること。 (14) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。 (15) 他の部に属さないこと。	政策経営部 総務部 会計管理室 監査委員事務局 区議会事務局 教育委員会事務局 選挙管理委員会事務局
感染症対策救援部	(1) 高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者の支援に関すること。 (2) 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 (3) 物資の運送及び配分に関すること。 (4) 遺体の収容及び引渡し並びに埋葬及び火葬に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。	区民生活部 保健福祉部
感染症対策医療救護部	(1) 新型インフルエンザ等発生の状況の把握及び対応方針に関すること（保健医療分野に限る。）。 (2) 感染予防策の広報に関する事（保健医療分野に限る。）。 (3) 区民、医療機関等からの相談に関する事（保健医療分野に限る。）。 (4) 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告入院及び患者の移送等に関する事。 (5) 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示の要求に関する事。 (6) 予防接種の実施に関する事（他の部に属するものを除く。）。 (7) 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関する事。 (8) 社会福祉施設等における感染予防等に関する事。 (9) 東京都及び関係機関との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関する事。 (10) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。	保健福祉部
感染症対策都市整備部	(1) 道路、河川及び公園の維持管理に関する事。 (2) 水防活動の維持に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。	都市整備部
感染症対策環境部	(1) 資源の使用抑制に関する事。 (2) ごみの排出抑制に関する事。 (3) 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事。	環境部

第3章 対策の基本項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、地域における発生状況の迅速な把握および評価が重要である。

新型インフルエンザ等の発生後には、速やかに、都内全域で統一されたサーベイランス・情報収集体制が構築される。海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図るが、国内の患者数が増加し新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替わる。

区は、都からの要請に応じ区内のサーベイランスを実施するなど、状況に応じて必要な情報の収集に努める。また、把握された情報は区内の医療体制の確保に活用するとともに、医療機関等における診療に役立てられるよう適切に情報提供を行う。

2 情報提供・共有

区、医療機関等、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるためには、各発生段階において、正確かつ迅速な情報提供及び情報共有が必要である。

(1) 情報提供手段の確保

区は、区民や関係機関等に対し、広報すぎなみやインターネット等の多様な媒体を活用し、迅速でわかりやすい情報提供に努める。障害者、独居高齢者、外国人など、情報が届きにくい人にも配慮し、情報提供の方法を工夫する。

(2) 区民等への情報提供

ア 平常時の普及啓発

平常時から、区民一人ひとりが感染予防策を理解し、行動できるよう、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要である。区は、広報すぎなみや区公式ホームページ等を活用して新型インフルエンザ等の感染予防策の普及啓発に努め、発生時には都や区からの情報に従って医療機関の受診

をすることなど、感染拡大防止策について情報提供を行う。

イ 発生時の情報提供

区は、区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法や救急車の適正利用の徹底等について、広報すぎなみや区公式ホームページ等を活用して情報提供を行う。

ウ 報道発表

新型インフルエンザ等の発生早期に区内で患者が発生した場合、東京都が報道発表を実施することとなるが、区は、必要に応じて区民への感染拡大防止の観点から、都と連携して報道発表を行う。

エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者や家族等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を引き起こさないよう留意する。公表する個人情報等の範囲については、都が定める公表範囲に準じる。

(3) 区関係各課との情報共有

新型インフルエンザ等の発生時には、国や都から膨大な情報が区の関係各課へと伝達される。必要な情報を迅速かつ遺漏なく関係各課で共有するためには、情報を一元的に管理することが必要である。そのため、府内ネットワーク等を活用し、各課が常に最新の情報を確認できる体制を構築する。

(4) 医療機関等との情報共有

平常時から、「新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会」を活用して情報共有を図るとともに、杉並区医師会、杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会および区内感染症診療協力医療機関（※）との緊急時情報連絡体制を構築する。

※ 感染症診療協力医療機関　　感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（非公開）
(都内 82 医療機関 (平成 25 年 8 月現在))

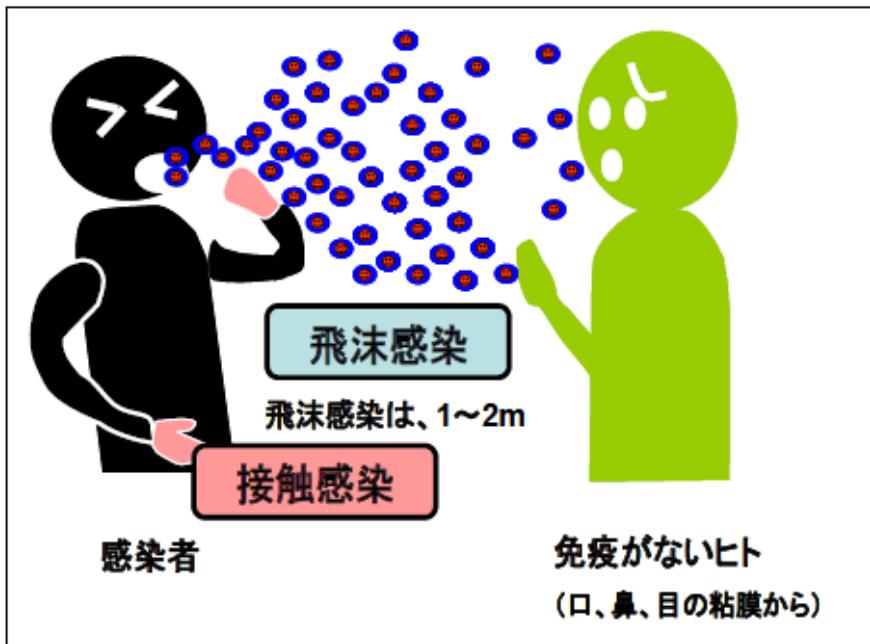
(5) その他の関係機関等との情報共有

平常時から、学校・幼稚園・社会福祉施設等の区内関係機関などのネットワークを活用し、区所管課から新型インフルエンザ等に関する情報提供を積極的に行うとともに、施設向けの研修会等を開催するなど、対策の推進を支援する。

発生時には、区内の発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長など各発生段階に応じた情報提供を行う。

【主な感染予防策】

新型インフルエンザの感染経路は、主に「飛沫感染（＊1）」と「接触感染（＊2）」であると想定されるため、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効であると考えられている。

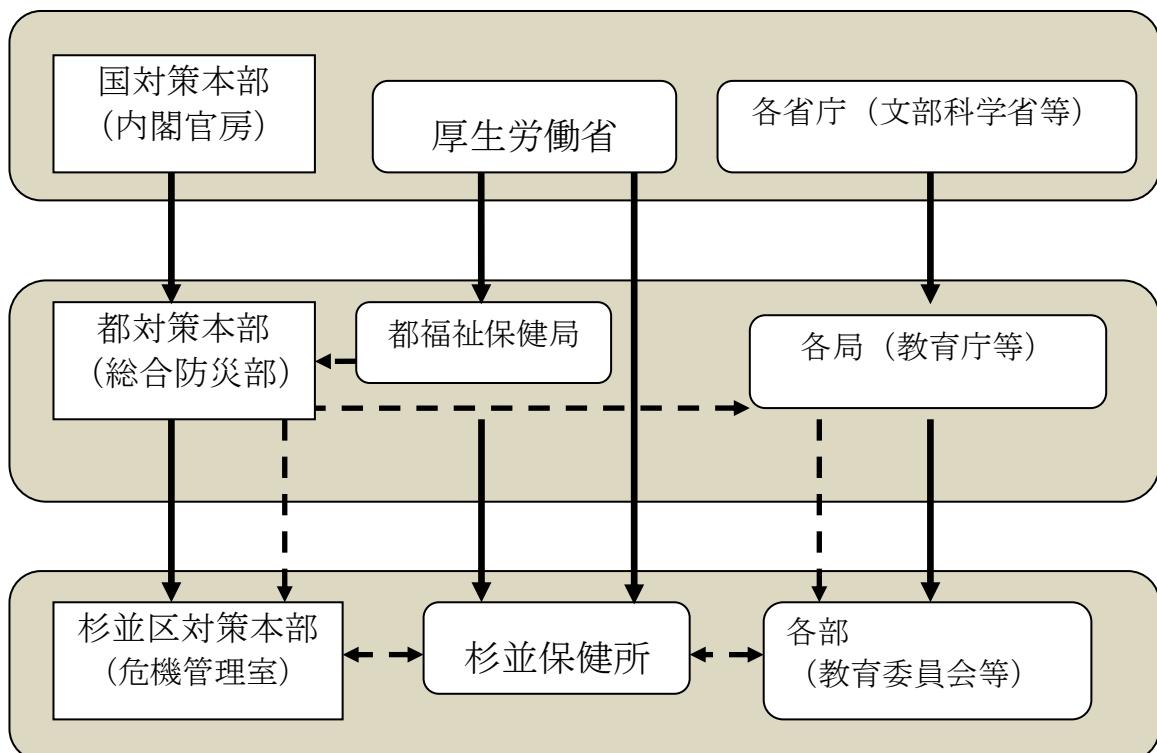


* 1) 飛沫感染：感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

* 2) 接触感染：皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

【参考】

- 新型インフルエンザ等に関する情報の流れ（国の通知等）



3 区民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の発生後、速やかに新型インフルエンザ相談センター（以下「相談センター」という。）を設置する。海外発生期から都内発生期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、24時間対応が必要になる。そのため、平日の開庁時間内（8時30分～17時）は杉並保健所内に相談センターを設置する。夜間・休日は、都内保健所共同の相談センターが設置されるため、区は保健師等の専門職を派遣する。

新型インフルエンザ等の感染力や病原性が判明した段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、都の対応に合わせて柔軟に対応する。

(2) その他の相談

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大を防止するため、後述のとおり、学校等の休業や集会の自粛等の対策が実施され、区民生活に混乱を引き起こす可能性がある。そのため、本庁内に一般的な相談を受ける電話窓口を設置し、相談体制を強化するための人員確保を行う。また、区公式ホームページに新型インフルエンザ等対策に関する専用のページを立ち上げ、よくある質問（FAQ）など関連する情報を閲覧できるようにする。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせ体制の整備を図る時間を確保するとともに、流行のピーク時の患者数を最小限にとどめることを目的に、区民や区内事業者に対し、感染拡大防止策への協力を依頼する。なお、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(1) 個人等における対策

個人における対策については、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防の励行や予防接種などの感染拡大防止策を発生段階毎に実施する。都内発生早期には、患者が発生した場合には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関において適切な医療を提供するとともに、必要に応じ、保健所が、感染症法に基づく入院勧告措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する健康観察及び感染を広げないための防疫措置を実施する。

(2) 学校・幼稚園及び社会福祉施設等における対策

個人における基本的な感染予防対策に加え、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合については、接触者の健康管理に努めるとともに、施設の消毒等、感染拡大防止に努める。集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、必要に応じて臨時休業

などの措置を講じるよう要請する

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。発生した新型インフルエンザの特徴に応じ、特定接種にはプレパンデミックワクチンかパンデミックワクチンのいずれかが使用されるが、住民接種にはパンデミックワクチンが使用される。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員。

区は、新型インフルエンザへの対策の実施に携わる区職員に対し、原則として集団的接種により接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(3) 住民接種

区は、特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合は特措法第46条に基づく予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による住民接種を、緊急事態宣言が行われていない場合は予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による住民接種を実施する。

区は、保健所・保健センター等の区立施設を活用し、原則として集団的接種により住民接種を実施する。数ヶ月間で多くの住民に接種を実施するため、あらかじめ区医師会・歯科医師会・薬剤師会や区内医療機関等の協力を得ながら、効率的な接種体制を構築しておく。

なお、国・都は予防接種を行うために必要と認めた場合は、医療関係者に対して必要な協力の要請・指示を行う。

【政府行動計画における考え方】

特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としている。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患有する者・妊婦）
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定する。

6 医療

（1） 医療の目的

新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。区内医療機関のみで医療提供体制を完結させることは困難であるため、区は、都および近隣自治体と連携し、感染症地域医療体制ブロック協議会単位（練馬区、板橋区、北区、豊島区、新宿区、中野区、杉並区）での医療提供体制の整備をすすめる。

（2） 発生段階に応じた医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までは、相談センターで振り分けた新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者を、あらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来（以下「専門外来」という。）「非公開」で診察する。専門外来で採取された患者の検体を、保健所職員が東京都健康安全研究センターに搬入する。ウイルス検査等の結果、新型インフルエンザ等の感染が確認された場合は、感染症法に基づいて保健所が患者を感染症指定医療機関に移送し、入院勧告を行う。

都内感染期においては、患者は相談センターを介さずに、内科や小児科など、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を直接受診する体制となる。また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

区は、流行段階に応じた医療機関の役割分担等について、都と連携し、区民や関

係機関等に十分な周知を行う。

(3) 臨時の医療施設の開設に関する事務の一部実施

臨時の医療施設については、特措法第48条第1項の規定に基づき、都が設置開設することとなるが、同法第48条第2項の規定に基づき、都知事が必要であると認めるときは、政令の定めるところにより、区長が臨時の医療施設における事務の一部を行う。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われ、新型インフルエンザ等が大流行した場合には、多くの人が罹患することにより、食料・生活必需品等の生産や様々な物資の流通が停滞し、人々の生活及び経済活動に支障をきたすおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、区、都、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

また、協定等を結ぶ他の自治体間で、新型インフルエンザ等の発生時に可能な支援・受援についても検討する。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、価格の高騰や売惜しみ、買占め等の動向を把握する。

食料・生活必需品の適切な供給が図られるよう、事業者に対しては、関係の業種団体を通じて、安定的な供給の確保を要請する。

また、発生の際は、買占め等を行わないよう消費者として適切な行動を取るよう呼び掛ける。

イ 個人の備蓄

新型インフルエンザ等が大流行することにより、社会機能が低下する中、震災対策と同様、日頃から家庭や一般事業者においても食料・生活必需品を備蓄して置くことが大変重要である。

区は、新型インフルエンザ等対策においても備蓄の必要性があることを区民・事業者等に普及啓発していく。

ウ 要援護者の支援

外出が困難な要介護の高齢者、障害者等の要援護者の食料・生活必需品の調達について、介護事業者や関係団体、ボランティア等に協力を求める。

また、高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

エ ごみの収集活動

新型インフルエンザ等の流行時においては、ごみ収集活動及び処理の継続が困難になる場合が想定される。区は、ごみの収集回数や処理について状況を把握するとともに、必要な人員を確保し、感染防止に留意しながら事業を継続していく。万が一、収集活動に支障が生じた場合は、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

（2） 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼動させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、戸籍窓口を拡充するなどし、迅速に発行する。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、大規模災害時の遺体収容所として指定している場所を一時的に遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行うとともに、区の対応のみでは施設が足りない場合は、都に対し広域埋火葬の応援・協力を要請する。

（3） 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、経営が困難となる中小企業を支援するため、資金や経営に関する相談対応を行う。

また、新型インフルエンザ等緊急事態に関し、東京都や政府系金融機関における特別な融資や、特別な信用保証等の措置が行われた場合は、事業者への周知など適切に

対応する。

8 都市機能の維持

新型インフルエンザ等の流行時には、平常時の事業活動を完全に維持することは困難になるが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。

区は、区の業務について、平成22年3月策定の区業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等が流行時に伴い、あらたに発生する事務とともに指定した優先業務を継続していくこととしている。

また、区民の安全かつ安心な生活を確保する観点から、区内の警察署・消防署と連携を強化するとともに必要な支援・協力を行う。

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、防犯パトロール活動についても継続して実施する。

さらに上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者のサービス提供状況を把握し、適切に区民等に情報提供を行う。

ライフライン事業者に、各事業所の事業継続計画に基づき、業務の継続について協力を依頼するとともに、必要に応じて都対策本部長に対し、必要な総合調整を行うよう要請する。

(1) 区役所機能の維持（業務継続）

新型インフルエンザ等の発生時に、政府行動計画では、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースを想定している。

区役所においても相当数の職員が罹患等によって欠勤することが想定されるが、区業務継続計画に基づき、必要な業務を優先し、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。

なお、区業務継続計画では、停止できない「優先業務」と不急の業務又は開催することで感染拡大の恐れがある業務の「停止業務」に分類し、その「優先業務」と「新型インフルエンザ等発生時にあらたに発生する業務」を加えた上で、業務を継続していく。

また、出先施設を含む庁舎内での感染防止や職員の感染予防、人員確保についても取り組む。

(2) 区民の安全・安心の確保

新型インフルエンザ等が大流行した場合、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、区内の警察署と連携を強化し、区の防犯パトロール隊を中心に感染防止に留意しながら、防犯活動に取り組む。

状況応じて、防犯ボランティア団体、地域住民等にも協力を依頼する。

＜緊急事態宣言時の措置＞

政府が都内を対象地域として新型インフルエンザ等緊急事態宣言（※1）（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合、区は、基本的対処方針（※2）や都対策本部からの要請、区行動計画等に基づき、以下の通り、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。また、感染拡大の状況に応じて、都に対して必要な要請を行う。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針（※2）に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

※1 緊急事態宣言（特措法第32条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

※2 基本的対処方針（特措法第18条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等

特措法第24条及び第45条に基づき、都が決定した感染拡大防止に関する措置について、区は、都の要請に従い協力する。

(2) 措置の内容

知事が、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置を行う場合、区は、都の要請に従い協力する。

○施設の使用の停止（特措法第45条）

○感染防止のための入場者の整理（政令第12条）

○発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）

○手指の消毒設備の設置（政令第12条）

○施設の消毒（政令第12条）

○マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）

○その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 不要不急の外出自粛等の要請

特措法第45条に基づき、都知事が、都民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことなど、基本的な感染予防策の徹底を要請した場合、区は、区内に対する周知を徹底する。

2 予防接種

区は、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、特措法第28条に基づき、区職員に対して特定接種を実施する。

また、国の基本的対処方針を踏まえ、区内に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療

都は、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

区は、区内医療機関に対する定員超過入院の依頼等、必要に応じ、都の対策に協力する。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、都と連携し、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

区民に対しては、食料品・生活関連物資の購入にあたって消費者として適切な行動を呼びかけ、買占めを行わないように呼びかける。

また、必要に応じ、区内からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

イ 要援護者への支援

区は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ ごみの収集活動

要員を確保し、感染予防に留意しながら収集活動を継続する。

従事者が罹患し、人員確保に支障をきたす場合は、区業務継続計画を踏まえた実施体制で収集活動を継続する。また、区内及び事業者へごみの排出抑制についての広報活動を実施する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、都からの要請を受け、区は、区内及び最寄りの火葬場の事業者に、可能な限り火葬炉を稼動するよう協力を依頼する。

第3章 対策の基本項目（緊急事態宣言時の措置）

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別に、大規模災害時の遺体収容所として指定している場所を、一時的に遺体収容所として使用する。

遺体処理に必要な医薬品や物資、資材等が不足する場合は、その配布を都に要請する。ドライアイスの取扱い事業者に、遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請する。冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体収容所として使用することを事業者と検討する。

(3) 事業者への支援

都や政府系金融機関における特別な融資や、特別な信用保証等の措置について情報を収集し、必要に応じて、事業者への周知など適切に対応する。

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金や経営の相談対応を行う。

5 都市機能の維持

(1) 区役所機能の維持（業務継続）

区は、区業務継続計画に基づき、必要な業務を優先し、区民・事業者等に対してサービス提供を維持していく。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えた本行動計画及びマニュアル等を活用し、発生状況に応じた対策を実施する。

出先施設を含む区役所内での感染防止や職員の感染予防、人員確保について必要な対策を実施する。

上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者のサービス提供状況を把握し、適切に区民等に情報提供を行う。

また、ライフライン事業者は、各事業者の事業継続計画に基づき、業務が停止することがないよう業務の継続について協力を依頼するとともに、必要に応じて都対策本部長に対し、必要な総合調整を行うよう要請する。

(2) 区民の安全・安心の確保

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進とともに、区内の警察署や消防署と連携を強化する。

また、区の安全パトロール隊を中心に感染防止に留意しながら、防犯活動に取り組む。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

目的

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

対策の考え方

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

危機管理体制

- 平常時から、区調整会議（座長：危機管理室長）を活用し、関係各課と連携を図るとともに、本行動計画に基づいた具体的な対策について協議し、体制を整備する。
- 区業務継続計画に基づき、流行時に新たに必要となる業務、継続する業務、中止する業務について確認し、継続的に検証・改善を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- 平常時から感染症法等に基づくサーベイランスを実施し、地域における感染症発生状況の迅速な把握を行う。

〔保健所〕

- 新型インフルエンザの発生時に都内全域で実施されるサーベイランスについて、具体的な実施方法及び実施時期をあらかじめ確認し、区内医療機関等関係者と情報共有しておく。

〔保健所〕

イ 情報収集

- 国、都等から新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集を行う。

〔保健所〕

(2) 情報提供・共有

ア 区民等への情報提供

○広報すぎなみや区公式ホームページ等を活用して新型インフルエンザ等の正しい知識と標準的な予防策等の普及啓発に努め、発生時には都や区からの情報に従って医療機関の受診をすることなど、感染拡大防止策等の情報提供を行う。

〔総務部・危機管理室・保健所〕

○情報が届きにくい人にも配慮した効果的な広報内容、メディアの活用方法等について事前に検討し、各発生段階に応じた適切な情報提供体制を整備する。

〔総務部・危機管理室・保健福祉部・保健所〕

イ 関係機関等への情報提供

○「新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会」等を活用し、関係機関と情報共有を図るとともに、本行動計画への理解と協力を求める。

〔危機管理室・保健所〕

○杉並区医師会、杉並区歯科医師会、杉並区薬剤師会および区内感染症診療協力医療機関と連携し、緊急時の情報連絡体制を構築する。

〔保健所〕

(3) 区民相談

○区関係各課が連携し、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し必要な準備を行う。

〔危機管理室・保健所〕

○新型インフルエンザ等の発生後、速やかに「相談センター」を保健所に設置するため、その回線を確保する等必要な体制を整備する。

〔保健所〕

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

ア 個人等における対策

○マスク着用、咳エチケット、手洗いの一般的な感染予防策の普及啓発を行う。

〔保健所〕

○発生時の感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、区民等には本行動計画を周知するとともに、理解と協力を求める。

〔危機管理室・保健所・産業振興センター〕

第4章 各段階における対策<未発生期>

イ 学校・幼稚園及び社会福祉施設等における対策

○学校・幼稚園及び社会福祉施設等における感染予防策について、関係各課の協力を得て周知徹底を図るとともに、施設の保健担当者向けの講習会等を実施し必要な支援を行う。

〔保健福祉部・保健所・教育委員会〕

(5) 予防接種

ア 特定接種

○新型インフルエンザへの対策の実施に携わる区職員に対し、原則として集団的接種により接種を実施するため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

〔総務部・保健所〕

○国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。

〔保健所〕

イ 住民接種

○原則として集団的接種により住民接種を実施するため、あらかじめ杉並区医師会・杉並区歯科医師会・杉並区薬剤師会及び区内医療機関等の協力を得ながら、必要な人員の確保及び効率的な接種体制を構築する。

〔保健所〕

○接種会場は、主に保健所・保健センター・学校等の区立施設を活用することになるため、関係各課及び学校関係者と連携し会場の確保に努める。

〔区民生活部・保健所・教育委員会〕

○円滑な接種の実施のために、あらかじめ市区町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は区外における接種を可能にするよう努める。

〔政策経営部・総務部・危機管理室・保健所〕

(6) 医療

ア　区内医療提供体制の整備

○新型インフルエンザ等の感染が拡大し、医療機関を受診する外来患者および入院治療を必要とする患者が増加した際に最大限対応できるよう、区内医療機関に対して診療継続計画（B C P）の策定を促すなど、区内の医療提供体制の整備に努める。

〔保健所〕

○都および近隣自治体と連携し、感染症地域医療体制ブロック協議会単位（練馬区、板橋区、北区、豊島区、新宿区、中野区、杉並区）での医療提供体制の整備をすすめる。

〔保健所〕

○医療機関や医療従事者の院内感染予防策のための個人防護具や抗インフルエンザ薬等の支援策を検討するとともに、必要に応じて医療資器材を区が備蓄する。

〔保健所〕

イ　新型インフルエンザ専門外来

○海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザ専門外来として診療を担当する感染症診療協力医療機関に対し、都と連携して必要な支援を行うとともに、区と医療機関合同の専門外来設置訓練を実施するなど、新型インフルエンザ等の発生に備える。

〔保健所〕

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活の維持

○個人の備蓄

新型インフルエンザ等の発生時に備え、震災時と兼ねた、家庭及び事業所内の備蓄の必要性を周知する。

[危機管理室]

○要援護者への生活支援

区は、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

[保健福祉部]

○ごみの収集活動

区業務継続計画を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に備えた人員確保や実施体制等をあらかじめ確認しておく。また、新型インフルエンザ等が大流行した場合は、

区民及び事業者に対し、ごみ収集活動及び処理に支障をきたすことがあることやごみの排出抑制について協力を求める場合があることを周知しておく。

[環境部]

○行政手続上の申請期限の延長

これまでの新型インフルエンザ対策や震災時に実施した内容を踏まえ、区において延長が可能な事務を洗い出しておく。

行政上の手続きについて、対面での機会を減らすことができる事務についてもあらかじめ検討しておく。

[各部局]

イ 火葬能力等の把握

○都及び他の自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

都内感染期における死者の急増に備え、遺体の一時収容所として使用できる区施設を検討する。

また、遺体収容所として必要な設備基準や運用について検討しておく。

[保健福祉部・教育委員会]

ウ 事業者の支援

○都や政府系金融機関における特別な融資や、特別な信用保証等の措置について情報を収集しておく。

[区民生活部]

(8) 都市機能の維持

ア 区役所機能の維持（業務継続）

- 新型インフルエンザ等発生時にあらたに発生する業務と区業務継続計画に記載されている優先業務について見直し、課題等を整理しておく。また、区役所内の感染防止や職員の感染予防、人員確保についても見直し、課題等を整理確認しておく。

〔各部局〕

- 区調整会議を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、各部局との緊急連絡体制を整備する。

また、区職員の感染予防に必要なマスク、消毒液等事業継続に必要な物資を計画的に備蓄する。

〔危機管理室〕

- 決定した事項について、区業務継続計画又は対応マニュアル等を整備しておく。

〔危機管理室・各部局〕

- 新型インフルエンザ等の対策に必要な医薬品その他の物資及び資材については、災害用備蓄品等の活用や使用目的を考慮し、都と連携しながら備蓄する。

〔危機管理室〕

2 海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 都内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して対応する。
- 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 患者を早期に発見できるよう、都と連動し区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内で発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、区内医療機関等や事業者及び区民に準備を促す。
- 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、区民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施及び協力等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

危機管理体制

- 保健所に健康危機管理保健所対策本部（本部長：保健所長）を設置し、発生情報収集を開始する。
- 特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置された場合は、区においても区対策本部を設置し、各部局に対し必要な対策を講じるよう要請する。
- 発生状況に応じて、危機管理対策本部（本部長：区長）を設置し、危機管理対策本部の判断により区対策本部を設置することができる。
- 区業務継続計画の発動を検討する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

○平常時から実施しているサーベイランスに加え、東京感染症アラートに基づく新型インフルエンザ等感染疑い患者全数のウイルス検査を実施するとともに、都の基準に従いウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施するなど、必要なサーベイランスを適切に実施する。

〔保健所〕

○区内の学校、幼稚園、保育施設、その他の社会福祉施設等でインフルエンザの集団感染が発生し、クラスターサーベイランスの実施基準に該当する場合、速やかに区の担当部署を通じ保健所に連絡するように関係者に周知する。

〔保健福祉部・保健所・教育委員会〕

イ 情報収集

○国、都や感染症に関する専門機関等から、インターネット等を通じ、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析し、区の対策に活用する。

〔保健所〕

(2) 情報提供・共有

ア 区民等への情報提供

○新型インフルエンザ等に関する基本的知識、海外の発生状況などの情報を、都と連携し、迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策や相談体制等について広報すぎなみや公式ホームページ等を活用し周知する。

〔総務部・危機管理室・区民生活部・保健所〕

○障害者、高齢者、外国人等に対しては、様々な媒体を活用し、適切な方法により情報提供を行う。

〔総務部・区民生活部・保健福祉部・保健所〕

イ 関係機関等への情報提供

○区対策本部設置後は、国や都からの情報を本部で一元的に管理し、区所管課を通じて関係機関に情報提供を行い、国内発生に備えた協力を要請する。

〔各部局〕

○「新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会」を活用し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備え、杉並区医師会等と連携し情報連絡体制を強化する。

〔危機管理室・保健所〕

(3) 区民相談

ア 健康相談

○海外において新型インフルエンザが発生した段階で、相談センターを保健所内に速やかに設置し、健康相談を開始する。

〔危機管理室・保健所〕

○夜間・休日は、都内保健所共同の相談センターが設置されるため、区は保健師等の専門職を派遣する。

〔保健所・保健師配属部〕

○区民に対し相談センターの周知徹底を行い、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。

〔総務部・危機管理室・保健所〕

イ その他の相談

○相談センターの対応状況によっては、本庁内に一般的な相談を受ける電話窓口を設置し、相談を開始する。

〔総務部・危機管理室〕

(4) 感染拡大防止

区は、区民や事業者に対し、感染予防策の注意喚起を行うとともに、感染拡大防止策の準備を開始する。

ア 個人等における対策

○国内発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。

〔危機管理室・保健所〕

○区民等に対し、施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを事前に周知する。

〔総務部・危機管理室・保健所〕

イ 学校・幼稚園及び社会福祉施設等における対策

○流行が拡大しやすい学校・幼稚園・保育園や重症患者が発生しやすい高齢者等社会福祉施設におけるマスク着用、咳エチケット、手洗いなどの感染予防策の徹底等、関係各課を通じて注意喚起を行う。

〔危機管理室・保健福祉部・保健所・教育委員会〕

(5) 予防接種

区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に予防接種を実施できるよう、準備を開始する。

ア 特定接種

○区は、国の指示に従い、区職員に対し集団的接種による予防接種の準備を開始する。

[総務部・保健所]

イ 住民接種

○区が策定した住民接種体制に基づき、医療機関等に協力を依頼するとともに、接種会場を確保するなど円滑に集団的接種が実施できるように準備を開始する。

[危機管理室・保健所]

○区は、住民接種の体制について、必要に応じて区民等に情報提供を行う。

[危機管理室・総務部・保健所]

(6) 医療

ア 医療提供体制

○都の要請に基づき、区内感染症診療協力医療機関に専門外来が設置されたことを受け、各専門外来の診療体制、区との連絡体制、感染疑い患者の受診方法、感染確定時の感染症指定医療機関への移送体制等について確認する。

[保健所]

(7) 区民生活及び経済活動の安定確保

ア 区民生活の維持

○食料・生活必需品の安定供給

食料品・生活必需品の価格高騰や売惜しみ、買占め等が生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

[区民生活部]

○要援護者への支援

区は、新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供を行い、冷静な対応を呼び掛けるとともに、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について準備を行う。

[保健福祉部]

○ごみの収集活動

通常どおりのごみの収集活動を実施するとともに従事者に対し感染予防について周知を行う。

また、区業務継続計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に備えた、人員確保や実施体制等を確認しておく。

さらに、区民及び事業者へごみの排出抑制についての広報活動を実施するための準備を行う。

[環境部]

○行政手続上の申請期限の延長

これまでの新型インフルエンザ対策や震災時に実施した内容を踏まえ、区において延長が可能な事務を引き続き洗い出していく。

行政上の手続きについて、対面での機会を減らすことができる事務についても検討しておく。

[各部局]

イ 遺体に対する適切な対応

○都及び他の自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

また、遺体収容所として必要な設備や運用開始について準備しておく。

[保健福祉部・教育委員会]

ウ 事業者への支援

○都や政府系金融機関における特別な融資や、特別な信用保証等の措置について情報を収集し、必要に応じて、事業者への周知など適切に対応する。

[区民生活部]

(8) 都市機能の維持

ア 区役所機能の維持（業務継続）

○都と連携し、情報収集を行い、必要に応じ各部局に情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の発生時の事前計画やマニュアル等を確認し、国内での発生に備えた事業継続のための準備を行う。

[各部局]

3 国内発生早期（都内未発生）

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

目的

- 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

対策の考え方

- 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

危機管理体制

- 区対策本部が設置されている場合は継続するとともに、新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第11条に基づき、必要に応じて職員の応援を得る。
- 政府による緊急事態宣言が行われた場合は、特措法第34条に基づき、区役所に区対策本部を設置する。
- 区業務継続計画に基づき業務の縮小・中止を検討する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- 引き続き、東京感染症アラートに基づく新型インフルエンザ等感染疑い患者全数のウイルス検査を実施するとともに、都の基準に従いウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施するなど、必要なサーベイランスを適切に実施する。

〔保健所〕

- 引き続き、区内の学校、幼稚園、保育施設、その他の社会福祉施設等でインフルエンザの集団感染が発生し、クラスターサーベイランスの実施基準に該当する場合、速やかに区の担当部署を通じ保健所に連絡するように関係者に周知する。

〔保健福祉部・保健所・教育委員会〕

イ 情報収集

- 国、都や感染症に関する専門機関等から、インターネット等を通じ、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析し、区の対策に活用する。

〔保健所〕

(2) 情報提供・共有

ア 区民等への情報提供

○新型インフルエンザ等の国内発生状況や実施されている対策などの情報を、迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策や相談体制等について広報すぎなみや公式ホームページ等を活用し周知する。

〔総務部・危機管理室・区民生活部・保健所〕

○障害者、高齢者、外国人等に対して、様々な媒体を活用し、適切な方法により情報提供する。

〔総務部・区民生活部・保健福祉部・保健所〕

イ 関係機関等への情報提供

○引き続き、区対策本部は、国や都からの情報を一元的に管理し、関係機関に最新情報を提供し、都内発生に備えた協力を要請する。

〔各部局〕

○新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会を活用し、診断・治療等に関する情報を迅速に提供するとともに、都内発生早期～都内感染期に備えた準備を要請する。

〔危機管理室・保健所〕

(3) 区民相談

ア 健康相談

○保健所内に設置した相談センターにおける健康相談を継続し、必要に応じて、回線を増設するなど、相談体制を強化する。

〔危機管理室・保健所〕

○夜間・休日に設置される都内保健所共同の相談センターへの保健師等専門職の派遣を継続する。

〔総務部・保健福祉部・その他保健師配属部〕

○引き続き、区民に対し相談センターの周知徹底を行い、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、専門外来など受診先の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。

〔総務部・危機管理室・保健所〕

イ その他の相談

○相談センターの対応状況によっては、本庁内に一般的な相談を受ける電話窓口を設置するなど、相談体制を強化する。

〔総務部・危機管理室〕

(4) 感染拡大防止

ア 個人等における対策

○都内発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）に関する体制を強化する。

〔危機管理室・保健所〕

○区民等に対し、施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求める。

〔総務部・危機管理室・保健所〕

イ 学校・幼稚園及び社会福祉施設等における対策

○引き続き、流行が拡大しやすい学校・幼稚園・保育園や重症患者が発生しやすい高齢者等社会福祉施設におけるマスク着用、咳エチケット、手洗いなどの感染予防策の徹底等、関係各課を通じて注意喚起を行う。

〔各部局〕

(5) 予防接種

区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に予防接種を実施できるよう、準備を継続する。

ア 特定接種

○区は、国の基本的対処方針により、区職員に対する接種が決定された場合は、集団的接種を実施する。

〔総務部・保健所〕

イ 住民接種

○区は、国・都の指示に従い、医療機関等に協力を要請し、引き続き集団接種の準備を進める。

○緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

〔危機管理室・保健所〕

(6) 医療

ア 患者のトリアージ

○杉並保健所に設置する相談センター（夜間・休日は都内保健所共同設置の相談センター）において、電話による患者の初期トリアージを行い、新型インフルエンザ等の感染疑い患者については、専門外来での受診を調整する。

〔保健所〕

第4章 各段階における対策<国内発生早期（都内未発生期）>

イ 診療体制

○専門外来において採取した検体の検査の結果、新型インフルエンザ等と診断された場合には、原則として、感染症法に基づく入院勧告を行い、患者を感染症指定医療機関に移送する。

〔保健所〕

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等

○新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者に対し、必要に応じ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するとともに、一定の期間、健康観察を行い、発症時には専門外来への受診を調整する。

〔保健所〕

(7) 区民生活及び経済活動の安定確保

ア 区民生活の維持

○食料・生活必需品の安定供給

食料品・生活必需品の価格高騰や売惜しみ、買占め等が生じないよう、事業者や消費者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

〔区民生活部〕

○要援護者への支援

区は、新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供を行い、冷静な対応を呼び掛けるとともに、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、引き続き準備を行う。

〔保健福祉部〕

○ごみの収集活動

通常どおりのごみの収集活動を実施するとともに従事者に対し感染予防について周知を行う。

また、区業務継続計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に備えた、人員確保や実施体制等を引き続き確認しておく。

さらに、区民及び事業者へごみの排出抑制についての広報活動を実施するための準備も引き続き行う。

〔環境部〕

○行政手続上の申請期限の延長

区において延長が可能な事務を確定しておく。また、国や都が実施する事務についても情報を収集しておく。

行政上の手続きについて、対面での機会を減らすよう検討する。

〔各部局〕

第4章 各段階における対策<国内発生早期（都内未発生期）>

イ 遺体に対する適切な対応

○都及び他の自治体と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

また、遺体収容所として必要な設備や運用開始について準備しておく。

[保健福祉部・教育委員会]

ウ 事業者への支援

○都や政府系金融機関における特別な融資や、特別な信用保証等の措置について情報を収集し、必要に応じて、事業者への周知など適切に対応する。

[区民生活部]

(8) 都市機能の維持

ア 区役所機能の維持（業務継続）

○都と連携し、情報収集を行い、必要に応じ各部に情報提供を行う。また、本行動計画やマニュアル等を確認し、都内発生早期に備えた事業継続のための準備を行う。

[危機管理室]

イ 区民の安全・安心の確保

○区内の警察署や消防署と連携を強化するとともに発生状況について情報の共有化を図る。

また、犯罪発生を防止するため、区の安全パトロール隊を中心に感染防止に留意しながら、防犯活動に取り組む。

[危機管理室]

第4章 各段階における対策<国内発生早期（都内未発生期）>

4 都内発生早期

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

目的

- 都（区）内の感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（区）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、より積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、区民への積極的な情報提供を行う。
- 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加え、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止対策を実施する。
- 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

危機管理体制

- 区対策本部が設置されている場合は継続するとともに、新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第11条に基づき、必要に応じて職員の応援を得る。
- 区業務継続計画に基づき事業の縮小・休止を図るとともに、区民生活に必要な事業を継続する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- 引き続き、東京感染症アラートに基づく新型インフルエンザ等感染疑い患者全数のウイルス検査を実施するとともに、都の基準に従いウイルス検査を伴うクラスター（集団）サーベイランスを実施するなど、必要なサーベイランスを適切に実施する。
〔保健所〕

イ 情報収集

○国、都や感染症に関する専門機関等から、インターネット等を通じ、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析し、区の対策に活用する。

[保健所]

○学校及び幼稚園、保育施設等から発生状況の情報を収集する。

[保健福祉部・保健所・教育委員会]

(2) 情報提供・共有

ア 区民等への情報提供

○都内での患者発生を受け、感染予防策の励行を区民に呼びかける。また、新型インフルエンザ等の発生状況や相談・医療体制・医療機関への受診等のルールなどの最新情報を広報すぎなみ及び公式ホームページ等を活用し周知する。

[総務部・危機管理室・区民生活部・保健所]

○障害者、高齢者、外国人等に対して、都及び関係各課の協力を得て、様々な媒体を活用し、適切な方法により最新情報を提供する。

[総務部・区民生活部・保健福祉部・保健所]

○患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。

[総務部・危機管理室・区民生活部・保健所]

イ 関係機関等への情報提供

○区対策本部は、国や都からの情報を整理し、関係機関が必要とする情報を適切に提供できる体制を強化する。

[各部局]

○新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会を活用し、診断・治療等に関する情報を迅速に提供するとともに、都内感染期に備えた準備を要請する。

[危機管理室・保健所]

(3) 区民相談

ア 健康相談

○引き続き、相談センターにおいて、一般的な健康相談に応じるとともに、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、専門外来など受診先の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。

[保健所]

イ その他の相談

○本庁内に設置した一般相談電話窓口で受けた相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。相談件数が増加した場合は、専用回線の増加、対応人員の増強などにより、相談体制を強化する。

[総務部・危機管理室]

(4) 感染拡大防止

ア 個人等における対策

○都と連携し、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）をなど、感染拡大防止策を実施する。

[危機管理室・保健所]

○引き続き、区民等に対し、施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求める。

[総務部・危機管理室・保健所]

○区の施設及び区が主催する事業において、率先して、マスク着用の徹底、施設の使用や事業の開催中止等を行う。その際は、区民等に対し、一部サービスが低下することへの理解と協力を求める。

[各部局]

○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

[都市整備部]

イ 学校・幼稚園及び社会福祉施設等における対策

○都内感染期に備え、流行が拡大しやすい学校・幼稚園・保育園や重症患者が発生しやすい高齢者等社会福祉施設におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策を実施徹底するよう呼びかける。集団発生がみられた場合は、発症者の確認、健康観察、臨時休業などの対応について協力を求める。

[各部局]

(5) 予防接種

区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に予防接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

ア 特定接種

①区職員に対する接種が実施されている場合は、接種を継続する。

〔総務部・保健所〕

イ 住民接種

○区は、国・都の指示に従い、医療機関等に協力を要請し、引き続き集団的接種の準備を進める。

〔危機管理室・保健所〕

○緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

〔危機管理室・保健所〕

(6) 医療

ア 患者のトリアージ

①杉並保健所に設置する相談センター（夜間・休日は都内保健所共同設置の相談センター）において、電話による患者の初期トリアージを行い、新型インフルエンザ等の感染疑い患者については、専門外来での受診を調整する。

〔保健所〕

イ 診療体制

①専門外来において採取した検体の検査の結果、新型インフルエンザ等と診断された場合には、原則として、感染症法に基づく入院勧告を行い、患者を感染症指定医療機関に移送する。

〔保健所〕

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等

①新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者に対し、必要に応じ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施するとともに、一定の期間、健康観察を行い、発症時には専門外来への受診を調整する。

〔保健所〕

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活の維持

○食料・生活必需品の安定供給

食料品・生活必需品の価格高騰や売惜しみ、買占め等が生じないよう、事業者や消費者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

[区対策本部・区民生活部]

○要援護者への支援

区は、新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供を行い、冷静な対応を呼び掛けるとともに、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、引き続き準備をする。

[保健福祉部]

○ごみの収集活動

従事者の感染予防に留意しながら事業を継続するが、万が一、従事者が罹患し、人員確保に支障をきたすおそれがある場合は、区業務継続計画を踏まえた実施体制で収集活動を継続する。

また、区民及び事業者へごみの排出抑制についての広報活動を実施するための準備を行い、ごみ処理状況に応じて広報活動を実施する。

[環境部]

○行政手続上の申請期限の延長

行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討するとともに、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国に対し情報の提供を求め、準備を行う。

[各部局]

イ 遺体に対する適切な対応

○新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、都からの要請を受け、区は、区内及び最寄りの火葬場の事業者に、可能な限り火葬炉を稼動するよう協力を依頼する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別に、大規模災害時の遺体収容所として指定している場所を、一時的に遺体収容所として使用する。

遺体処理に必要な医薬品や物資、資材等が不足する場合は、その配布を都に要請する。

ドライアイスの取扱い事業者に、遺体収容所設置時に向けたドライアイスの供給準備を要請する。

冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体収容所として使用することを事業者と検討する。

[保健福祉部・教育委員会]

ウ 事業者への支援

- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金や経営の相談対応を行う。
〔区民生活部〕

(8) 都市機能の維持

ア 区役所機能の維持（業務継続）

○区は、区業務継続計画に基づき、必要な業務を優先し、区民等に対してサービス提供を維持していくことを大前提に必要な対策を実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えた本行動計画及びマニュアル等を活用し、発生状況に応じた対策を実施する。

出先施設を含む区役所内での感染防止や職員の感染予防、人員確保について必要な対策を実施する。

上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者のサービス提供状況を把握し、必要に応じ、適切に区民等に情報提供を行う。

また、事業の継続についても協力を依頼する。状況によっては都対策本部長に対し、必要な総合調整を行うよう要請する。

〔各部局〕

イ 区民の安全・安心の確保

○引き続き、区内の警察署や消防署と連携を強化するとともに新型インフルエンザ等の発生状況について情報の共有化を図る。

また、犯罪発生を防止するため、区の安全パトロール隊を中心に感染防止に留意しながら、防犯活動に取り組む。

〔危機管理室〕

5 都内感染期

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

目的

- 医療提供体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 感染拡大を止めるることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療提供体制への負荷を軽減する。
- 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

危機管理体制

- 区対策本部が設置されている場合は継続する。
- 全般的な職員の応援体制により、区の機能を維持する。
- 区業務継続計画に基づき区民生活に必要な事業を継続する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- 国内発生早期までに実施していた東京感染症アラートに基づく新型インフルエンザ等感染疑い患者全数のウイルス検査、及び、クラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を、国及び都の対処方針の変更に基づき終了し、入院患者数の把握や重症者情報を収集するサーベイランスに切替える。

[保健所]

イ 情報収集

- 国、都や感染症に関する専門機関等から、インターネット等を通じ、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析し、区の対策に活用する。

[保健所]

- 学校及び幼稚園、保育施設等から発生状況の情報を収集する。

[保健福祉部・保健所・教育委員会]

(2) 情報提供

ア 区民等への情報提供

- 都（区）内の感染患者数の増加を受け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。

[総務部、危機管理室、区民生活部、保健所]

- 新型インフルエンザ等の発生状況や、医療機関への受診方法の変更などの最新情報を、広報すぎなみ及び公式ホームページ等を活用して区民に提供する。患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。

[総務部、危機管理室、区民生活部、保健所]

- 障害者、高齢者、外国人等に対して、引き続き関係各課の協力を得て、適切な方法により最新情報を提供する。

[総務部、区民生活部、保健福祉部、保健所]

- 区民等に対し、区の事業の縮小・休止に関する情報提供を行う。

[総務部、危機管理室]

イ 関係機関等への情報提供

- 新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会を活用し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、都内感染期の対応を要請する。

[危機管理室・保健所]

(3) 区民相談

ア 健康相談

- 専門外来の終了に伴い、相談センターは専門外来への振り分けを終了するが、引き続き、一般的な健康相談に応じるとともに、休日・夜間の保健所閉庁時間帯における相談業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応する。

[危機管理室・保健所]

イ その他の相談

- 引き続き、本庁内に設置した一般相談電話窓口を継続するとともに、相談内容を対策本部で共有し、必要な対策を講じる。相談件数が増加した場合は、専用回線の増加、対応人員の増強などにより、相談体制を強化する。

[総務部、危機管理室]

(4) 感染拡大防止

ア 個人等における対策

- 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

[総務部・危機管理室・保健所]

- 区民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策の徹底及び不要不急の外出の自粛等を呼びかける。また、感染拡大防止策の実施に伴い、様々なサービスが低下することへの理解と協力を求める。

[各部局]

- 事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理及び受診の勧奨を要請する。

[総務部・危機管理室・保健所]

- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

[都市整備部]

イ 学校・幼稚園及び社会福祉施設等における対策

- 学校・幼稚園及び社会福祉施設（通所）等の臨時休業について、各施設設置者等に要請する。

[危機管理室、保健所、教育委員会]

(5) 予防接種

ア 住民接種

○区が策定した住民接種体制に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言が行われている場合は、区市町村において、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

[危機管理室・保健所]

(6) 医療

相談センターで患者をトリアージして、新型インフルエンザ専門外来で診療を実施する体制から、患者が相談センターを介さずに、内科や小児科など季節性のインフルエンザの診療を行う全ての医療機関を直接受診し、一般診療を行う体制へと移行する。入院に関しては、全ての感染確定患者に入院勧告を実施する体制から、医学的に入院治療が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者について、一般入院医療機関が受け入れる体制へと移行する。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

○新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として全ての医療機関が対応し、入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。

[保健所]

○一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、特に感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。

[保健所]

○重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、区民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど、医療体制を維持するための協力を要請する。

[総務部・危機管理室・保健所]

○抗インフルエンザウィルス薬の流通在庫情報の把握に努める。

[保健所]

<第二ステージ（院内体制の強化）>

○入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、区は医療機関への周知に努め、区内の入院受入体制の強化を図る。

[保健所]

<第三ステージ（緊急体制）>

○入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂

第4章 各段階における対策<都内感染期>

や講堂など)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、都が医療機関に要請した場合は、区は医療機関等への周知に努める。

[保健所]

【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。区は、都と連携し、区内の医療機関等及び関係機関との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。

[保健所]

(7) 区民生活及び経済活動の安定確保

ア 区民生活の維持

○食料・生活必需品の安定供給

食料品・生活必需品の価格高騰や売惜しみ、買占め等が生じないよう、事業者や消費者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

また、生産、卸、小売、流通、運輸など、食料・生活必需品に関する業種団体に安定的な供給の確保を要請する。

[区民生活部]

○要援護者への支援

区は、高齢者等の生活を支える介護事業者等に、事業の維持を要請する。

また、関係団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要援護者への支援について、協力を依頼する。

[保健福祉部、区民生活部]

○ごみ収集活動

要員を確保し、感染予防に留意しながら事業を継続する。従事者が罹患し、人員確保に支障をきたす場合は、区業務継続計画を踏まえた実施体制で収集活動を継続する。

また、収集活動に支障がある場合は、区民及び事業者へごみの排出抑制についての広報活動を実施する。

[環境部]

○行政手続上の申請期限の延長

特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例に基づく申請期限等についても、必要に応じて同様の措置を実施する。

区ホームページや広報紙等により情報提供を行う。

[各部局]

イ 遺体に対する適切な対応

○新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、都からの要請を受け、区は、区内及び最寄りの火葬場の事業者に、可能な限り火葬炉を稼動するよう協力を依頼する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合は、遺体を一時的に収容するため、臨時医療施設とは別に、大規模災害時の遺体収容所として指定している場所を、一時的に遺体収容所として使用する。

遺体処理に必要な医薬品や物資、資材等が不足する場合は、その配布を都に要請する。

ドライアイスの取扱い事業者に、遺体収容所設置時にドライアイスの供給を要請する。

冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体収容所として使用することを事業者と検討する。

[保健福祉部・教育委員会]

ウ 事業者への支援

○都や政府系金融機関における特別な融資や、特別な信用保証等の措置について情報を収集し、必要に応じて、事業者への周知など適切に対応する。

事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金や経営の相談対応を行う。

[区民生活部]

(8) 都市機能の維持

ア 区役所機能の維持（業務継続）

○区は、区業務継続計画に基づき、必要な業務を優先し、区民等に対してサービス提供を維持していくことを前提に必要な対策を実施する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えた本行動計画及びマニュアル等を活用し、発生状況に応じた対策を実施する。

出先施設を含む区役所内での感染防止や職員の感染予防、人員確保について必要な対策を実施する。

上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者のサービス提供状況を把握し、必要に応じ、適切に区民等に情報提供を行う。

また、ライフライン事業者の事業継続計画に基づき、業務が停止することがないよう業務の継続について協力を依頼するとともに、必要に応じて都対策本部長に対し、必要な総合調整を行うよう要請する。

[各部局]

第4章 各段階における対策<都内感染期>

イ 区民の安全・安心の確保

○引き続き、区内の警察署や消防署と連携を強化するとともに新型インフルエンザ等の発生状況について情報の共有化を図る。

また、犯罪発生を防止するため、区の安全パトロール隊を中心に感染防止に留意しながら、防犯活動に取り組む。

状況に応じては、防犯ボランティア団体、地域住民等にも協力を依頼する。

[危機管理室]

第4章 各段階における対策<都内感染期>

6 小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

目的

- 区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

危機管理体制

- 区対策本部を設置している場合は廃止し、健康危機管理保健所対策本部（本部長：保健所長）に縮小するとともに、区の機能を再開する。
- 政府による緊急事態解除宣言がされたときは、特措法に基づく区対策本部を廃止する。
- 区業務継続計画に基づき業務を再開する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、ウイルス検査を伴うクラスターサーベイランス等、平常時に通年で実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。

[保健所]

イ 情報収集

- 国、都や感染症に関する専門機関等から、インターネット等を通じ、新型インフルエンザ等についての詳細な情報を入手・分析し、区の対策に活用する。

[保健所]

(2) 情報提供

ア 区民等への情報提供

○都知事による新型インフルエンザ等の第一波の終息宣言等を受け、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を図る。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼びかける。

〔総務部・危機管理室・区民生活部・保健所〕

○障害者、高齢者、外国人等に対して、引き続き関係各課の協力を得て、適切な方法により最新情報を提供する。

〔総務部・区民生活部・保健福祉部・保健所〕

○区民等に対し、区の事業の再開等に関する情報提供を行う。

〔総務部・危機管理室〕

イ 関係機関等への情報提供

○流行の終息、区対策本部の廃止に伴い、情報の一元管理を健康危機管理保健所対策本部に移行する。引き続き、関係各課を通じて、区内関係機関へ情報提供を行う。

〔各部局〕

○「新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会」を活用し、第一波終息に関する最新情報を提供する。また、第二波発生に備えて、情報提供体制を維持する。

〔危機管理室・保健所〕

(3) 区民相談

ア 健康相談

○保健所に設置した相談センターは、状況に応じて終了し、通常業務において保健医療に関する相談に対応する。

〔危機管理室・保健所〕

イ その他の相談

○本庁内に設置した一般相談電話窓口は、相談件数の減少に伴い、相談体制を縮小する。

〔総務部、危機管理室〕

(4) 感染拡大防止

流行の経過を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除し、流行の第二波に備えて、感染拡大防止対策の見直しを図り、改善に努めるとともに、必要な体制を整備する。

〔危機管理室・保健所〕

(5) 予防接種

ア 住民接種

○流行の第二波に備え、状況に応じ、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

[危機管理室・保健所]

(6) 医療

○医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

[保健所]

○流行の第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。

[保健所]

(7) 区民生活及び経済活動の安定確保

ア 区民生活の維持

○区民及び事業者に、平常時の生活への回復を呼び掛ける。

[各部局]

○高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）について引き続き状況を把握し、必要な支援を行う。

[保健福祉部]

(8) 都市機能の維持

区の業務をできるだけ速やかに回復するよう努める。ライフライン、公共交通機関を速やかに回復するよう、事業者に要請する。

[各部局]

第4章 各段階における対策<小康期>

【 資 料 編 】

《用語解説》

○ インフルエンザ

インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは、A、B、C の3型に分類される。A 型の粒子表面には赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という2つの糖蛋白がある。特にA 型は、HA 16 種類、NA 9 種類の抗原性の異なる亜型が存在し、ヒトを含む哺乳類や鳥類に広く分布している。

○ 感染症指定医療機関

感染症法で規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関。

○ 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行うため東京都が整備している医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

○ 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、都が設置した協議会。

○ クラスターサーベイランス

感染した集団（クラスター）を早期に把握する為に、医療従事者、児童・生徒、施設入所者など特定の集団において、複数の患者発生を認める場合に、報告をもらうシステムのこと。

○ サーベイランス

疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病的発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。

○ 指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

○指定公共機関

特措法第2条6項独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○指定地方公共機関

特措法第2条7項都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

○新型インフルエンザ

今まで人類が経験したことのない新しい亜型のインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザで、ヒトからヒトへ感染する能力をもったもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○新型インフルエンザ専門外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や、新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者のうち、発熱・呼吸器症状等のある人を対象とした診療を行う外来医療機関。（非公開）

○新型インフルエンザ相談センター

医療資源の有効活用及び外来診察時の院内感染を予防するために、発熱患者を新型インフルエンザ等の目的とする疾患（疑いを含む。）に振り分けるための電話相談センターのこと。

○新感染症

感染症法に定められた、感染症類型のひとつで、人から人に感染すると認められる疾病で、すでに知られている感染症の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもの。その疾病にかかった場合には病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ

れがあると認められるもの。

○積極的疫学調査

感染症の発生に際し、原因の究明とともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行う行動調査、喫食調査、健康調査などのこと。

なお、海外で感染症が流行している場合など、国内での当該感染症の発生を防止する観点から行う調査も含まれる。

○東京感染症アラート

新型インフルエンザの海外発生期や国内発生早期において、感染地域からの帰国者や医療従事者からの疑い例の報告を受け、必要なウイルス検査を実施することにより、患者の発生を迅速的確に把握するシステム。

○登録事業者

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

○特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者や新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し、臨時に行われる予防接種のこと。

○鳥インフルエンザ

ニワトリ、ウズラなどの家禽で流行するA型インフルエンザウイルスによる感染症で、感染した鳥が死亡するなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触した場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトに感染したという事例の報告はない。

○パンデミック

新型インフルエンザがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザの発生後、発生した新型インフルエンザウイルスを基に製造されたワクチンのこと。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスに変異する可能性の高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

ご意見をお寄せください。

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画(案)への意見用紙

【意見募集期間:平成26年7月11日～平成26年8月10日】

1 区内にお住まいの方

お名前		ご住所	
-----	--	-----	--

2 区内に通勤・通学されている方

お名前		ご住所	
勤務先・通学先		所在地	

3 事業者の方

事業者名		代表者名	
所在地			

※ご提出いただいたお名前等は公表いたしません。

4 ご意見記入欄

頁	内 容

5 提出方法及び問合せ先

平成26年8月10日までに、この意見用紙を受け取られた窓口に提出いただくか、下記の提出方法によりお送りください。

郵送の場合	166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 電話3312-2111 内線1584 杉並区 危機管理室 危機管理対策課あて
メールの場合	メールアドレス:kikikanri-k@city.suginami.lg.jp
FAXの場合	03-3312-3326

いただいたご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、区ホームページで平成26年10月頃に公表する予定です。